

## 令和8年第1回氷川町議会定例会会議録（第4号）

令和8年3月13日  
午前10時00分開議  
於 議場

### 1. 議事日程（5日目）

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 承認第 1号 | 専決処分の報告及び承認について<br>令和7年度氷川町一般会計補正予算（第13号） |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 氷川町犯罪被害者等支援条例の制定について                      |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 氷川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について    |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 氷川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について      |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 氷川町行政手続条例の一部を改正する条例について                   |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について          |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 氷川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について             |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について           |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について                   |
| 日程第11 | 議案第10号 | 氷川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について          |
| 日程第12 | 議案第11号 | 令和7年度氷川町一般会計補正予算（第14号）について                |
| 日程第13 | 議案第12号 | 令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について           |
| 日程第14 | 議案第13号 | 令和7年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について             |
| 日程第15 | 議案第14号 | 令和7年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について          |
| 日程第16 | 議案第15号 | 令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算（第5号）について              |
| 日程第17 | 議案第16号 | 令和8年度氷川町一般会計予算について                        |
| 日程第18 | 議案第17号 | 令和8年度氷川町国民健康保険特別会計予算について                  |
| 日程第19 | 議案第18号 | 令和8年度氷川町介護保険特別会計予算について                    |

- 日程第20 議案第19号 令和8年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第21 議案第20号 令和8年度氷川町下水道事業会計予算について
- 日程第22 議案第21号 氷川町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第25 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第26 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 追加日程第1 同意第1号 氷川町副町長の選任について
- 追加日程第2 同意第2号 氷川町監査委員の選任について
- 追加日程第3 議案第22号 令和8年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について
- 追加日程第4 発議第1号 議員定数と報酬に関する調査特別委員会の設置に関する決議

2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 小佐井めぐみ | 2番  | 陳野智美  |
| 3番  | 飯田健二   | 4番  | 西尾正剛  |
| 5番  | 清田一敏   | 6番  | 長尾憲二郎 |
| 7番  | 上田俊孝   | 8番  | 吉川義雄  |
| 9番  | 片山裕治   | 10番 | 米村洋   |
| 11番 | 木下厚    | 12番 | 三浦賢治  |

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 畑野光昭 書記 三好裕子

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	西村裕	総務課長	坂本哲也
企画財政課長	國岡信吾	税務課長	荒平健二
町民課長	西村憲志	福祉課長	尾崎徹
農業振興課長	陳野国司	農地課長	坂梨俊弘
建設下水道課長	白丸浩二	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	柿本宏樹	学校教育課長	増住豪二
生涯学習課長	谷岡賢一	代表監査委員	島田博行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（三浦賢治君） 皆さんおはようございます。

これから、本日の会議を開き開きます前に、尾崎徹福祉課長から発言の申入れがありましたので、これを許します。

福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 先日、3月11日の本会議におきまして、議案第16号に対する上田議員の質疑にお答えした私の答弁中、すこやか赤ちゃん出産祝い金事業での1年以内の転出等に伴う返還対象者数について誤りがございましたので、おわびして訂正させていただきます。

当該対象者につきましては、私は、令和6年度が1人、令和7年度はいませんと答弁いたしました。正しくは令和6年度が3人、令和7年度が3人で行っていただきました。上田議員並びに議員各位に深くおわび申し上げます。

○議長（三浦賢治君） これから本日の会議を開きます。

西尾議員。

○4番（西尾正剛君） 最終日に、学校教育課長から東小学校の負担金を1割減額された理由をとということで、説明するということでしたので、お願いいたします。

○議長（三浦賢治君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） 西尾議員ご質問でした中学校負担金の1,000万円ほどの減額の主な理由についてお答えしたいと思います。

先般の中学校組合の2月議会の折に、執行残の不用額を減額補正しております。

主なものを少し説明したいと思います。学校管理費におきまして、需用費で120万円、それから委託料で26万3,000円、使用料及び賃借料で51万8,000円減額補正をしております。

こちらのほうは、給食等の受け庫への改修を行いましたので、その影響で減額をしたところです。

それから、1番大きい要因でございますが、工事請負費におきまして給食受入れ施設を改修しております。

こちらで予算の執行残としまして494万9,000円減額をしております。

これは予算額が1,500万円に対して、事業費のほうは1,000万円ほどで、工事のほう完了しておりますので、その分で500万ほど減額をしたところです。

それから、教育振興費におきまして報酬、扶助費で減額補正を行っております。報酬につきましては、25万円ほど減額をしております。こちらの学校運営協議会委員報酬を25万円減額をしたところです。

それから扶助費につきましては、142万円減額をしております。こちらは就学援助費の減額する補正でございます。当初17名予定しておりましたが、実際には9名でしたので、140万円ほど減額補正したところです。

要因につきましては、以上申し上げました減額補正によるものでございます。

以上でございます。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 一昨日の質疑とかについては、しっかり議会対策をして、的確に即答してくれる課長が、大勢いますので、学校教育課長も頑張ってください。

○議長（三浦賢治君） いいですね。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第 1 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について

令和7年度氷川町一般会計補正予算（第13号）

○議長（三浦賢治君） 日程第1、承認第1号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。本案は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第 2 議案第 1号 氷川町犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（三浦賢治君） 日程第2、議案第1号、氷川町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。本案は、可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 3 議案第 2号 氷川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基

### 準を定める条例の制定について

○議長（三浦賢治君） 日程第3、議案第2号、氷川町乳児等通園支援事業の瀬設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○8番（吉川義雄議君） この条例は新設されるわけです。子ども誰でも通園制度が始まるわけですが、昨年年末に地方議員を対象にしたオンラインセミナーが開かれまして、その中に、この制度のことがかなり詳しくありました。

この条例の第2条に、適切な訓練を受けた職員というのが、記載があります。

このセミナーでは、保育者の配置についても、定員5名に対して、担当職員を1人つけるという運営基準をとってはいるが、それは国の基準には何も書いてない。

自治体で独自の条例で定めるといふようなことがちょっと書いてありました。

それで、お尋ねですが、この適切な訓練を受けた職員というのは、保育士のことだというふうに思うんですが、誰でも、預けられるということでその数が、1人の場合あるいは2人の場合あると思うんですけども、5名に対して担当職員1人というのが保育研究所の先生の話で載っていましたが、これどうなってるかだけ聞かせてください。

○議長（三浦賢治君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 第2条の適切な訓練を受けた職員について、議員さんがおっしゃいましたとおり、保育指導、保育に関する専門資格を用います職員のこと、保育士とか幼稚園の教諭免許を保持する職員のことを想定しております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄議君） このセミナーでは5名に対して担当1人増やすというふうにあったんですが、一昨日質疑した時に、事前に園との話合い中ですか、事前の面接とかいろいろあって、事前に預けることを通知をするということですので、その人が受ける人数によって、園は担当者を増やすということでは理解していいんですか。これ5名に対して、職員1名という運営基準があると書いてありました。

○議長（三浦賢治君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 本町におきましては、今事前に、当該保育所、保育園等と協議といいますかヒアリングした中では、余裕活用型ですね、定員の余裕があるところでの保育園が申請といいますか認定、町の方に申請するということを想定しておりますので、そういう基準は、5名に1人とか、いろいろ年齢に応じて人数がありますけども、町のほうでは、定員の余裕を利用して、この事業をするところでの予定で想定しております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄議君） 分かりました。やっぱり子どもの命と安全を守るという点では、これが自治体任せになってたので、その点はどうなのかなということでお

聞きしました。

○議長（三浦賢治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。本案は、可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 4 議案第 3号 氷川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（三浦賢治君） 日程第4、議案第3号、氷川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 5 議案第 4号 氷川町行政手続条例の一部を改正する条例について

○議長（三浦賢治君） 日程第5、議案第4号、氷川町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第 6 議案第 5号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（三浦賢治君） 日程第6、議案第5号、氷川町一般職の職員の給料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 7 議案第 6号 氷川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（三浦賢治君） 日程第7、議案第6号、氷川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 7号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（三浦賢治君） 日程第8、議案第7号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案第 8号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（三浦賢治君） 日程第9、議案第8号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 10 議案第 9号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（三浦賢治君） 日程第10、議案第9号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第10号 氷川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（三浦賢治君） 日程第11、議案第10号、氷川町下水の事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第11号 令和7年度氷川町一般会計補正予算（第14号）について

○議長（三浦賢治君） 日程第12、議案第11号、令和7年度氷川町一般会計補正予算第14号についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第12号 令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（三浦賢治君） 日程第13、議案12号、令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第13号 令和7年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（三浦賢治君） 日程第14、議案13号、令和7年度氷川町介護保険特別会計補正予算第3号についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第14号 令和7年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（三浦賢治君） 日程第15、議案第14号、令和7年度氷川町後期高齢者医

療特別会計補正予算第3号についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第15号 令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算（第5号）  
について

○議長（三浦賢治君） 日程第16、議案第15号、令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって議案第15号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第16号 令和8年度氷川町一般会計予算について

○議長（三浦賢治君） 日程第17、議案第16号、令和8年度氷川町一般会計予算についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） もう少し幾つかお尋ねをしたいと思います。

歳出関係です。50ページ、10款、5項、13目、12節、委託料、ふくろう館管理委託料、前年度と同じ、10万1,000円計上してあるわけですが、ふく

ろう館というのは、移住体験住宅で利用については町の許可が要るかと思いますが、どこに委託をされているのでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） ふくろう館の通常の管理につきましては、町のほうで実施しておりますが、利用があった場合は、そのあとの清掃とか、そういったのは立神峡公園の指定管理者のほうに管理を委託いたします。

水道料であるとか、電気料等が、個別にふくろう館のみっていうところで設けてございませんので、立神峡公園の管理の一環として水道料、下水道料、それから電気料等も発生しておりますので、そういったところで公営の管理をしています指定管理者のほうに管理を委託というところで委託料をお支払いしてるところです。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 分かりました。利用料については町が直接、徴収するということがいいのでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 利用料につきましては、町のほうが申請を受け付けてまして、利用料を徴収するというようにしております。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 52ページ、10款、5項、13目、18節で負担金補助及び交付金がありますが、行政区活動活性化交付金が2,101万1,000円計上されています。

昨年度よりも112万5,000円ほど減額はされていきました。

人口減少とかそういうのも影響しているのか、あるいは、地区がやる活性化の事業そのものが減っているのかを一つ教えていただきたいのと、できれば以前のように、地区から要望があってこの確定化すると思いますので、地区ごとの取組、事業ですね、金額は要りません。

どんな事業を出されるのかだけ分かる資料をいただけないかと思いますが。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） この行政区活動活性化交付金につきましては、基本的には4月1日現在での地区の人口世帯数での計算が主になっておりますので、地区の運営に関わる基本的な部分と、地区づくりの補助金も人口、また世帯で計算するようにしておりますので、その分が減額となったところになります。

それから各地区の地区づくりいいの、毎年2月まで事業報告出していただきますけども、5年分を毎年取りまとめしておりますので、そちらのほうを資料として、お出ししたいかと思います。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） あと3つお伺いします。

58ページ、10款、5項、30目、13節、使用料及び賃借料、生成AIの利用料が今回初めて組まれたと思うんですが、この112万円の内容をご説明頂きたいと思います。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） こちらにありますAI利用料につきましては、職員が利用しますAIということで計上しております。

内容としましては、文書の要約や、音声の文字起こし、あとは検索機能などを使って業務の効率化を図るということで、利用することで、今回計上しているものです。以上です。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 128ページ、40款、5項、25目、12節、委託料ですが、氷川町防災マップ作成に関する予算ですけども、先日、新聞を読んでいましたら、車中泊の避難場所についての記事がありました。

また取組がほとんどされていないということでありましたが、今回マップにそういうのが入るのかどうか、お聞かせください。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 今吉川議員が申されました車中泊の対応等の内容については、今回また既成の防災マップに記載する予定はございません。以上です。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） すいません。最後です。

153ページ、45款、25項、15目、18節、負担金補助及び交付金、学校給食費補助金が無償化に対応して今回予算計上してあります。

現在、児童生徒の中に食物アレルギーで給食を利用していない人が、氷川町内におられるのでしょうか。

新聞を読んでいましたら、食物アレルギーで給食を利用しない弁当を持参する生徒については、現物支給をするという記事がありましたが、氷川町の場合は、こうした生徒がおられるのかどうか、そしてどう対応されるのかお聞かせください。

○議長（三浦賢治君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） 吉川議員のご質問にお答えします。

現在氷川町においては、弁当持参だったり、そういう児童生徒はおりません。以上です。

○議長（三浦賢治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成

の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

- 議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第17号 令和8年度氷川町国民健康保険特別会計予算について

- 議長（三浦賢治君） 日程第18、議案第17号、令和8年度氷川町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第18号 令和8年度氷川町介護保険特別会計予算について

- 議長（三浦賢治君） 日程第19、議案第18号、令和8年度氷川町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三浦賢治君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第19号 令和8年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について

- 議長（三浦賢治君） 日程第20、議案第19号、令和8年度氷川町後期高齢者医

療特別会計予算についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第20号 令和8年度氷川町下水道事業会計予算について

○議長（三浦賢治君） 日程第21、議案第20号、令和8年度氷川町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案20号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第21号 氷川町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（三浦賢治君） 日程第22、議案21号氷川町過疎地域区持続的に発展計画の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 1つだけお伺いします。

氷川町の人口というのは、今後、残念ながら減少する、なかなか防げないことでありますが、この発展計画を読ませていただいて、1つ、私がこの間、外国人の皆さんと話し合いもちょっとしてきたんですが、いわゆる外国人対策という変な言い方ですが、それは今回これにも入っていませんが、氷川町では、人口等を見

ますと相当増えています。これは入れなかった。ここに書かれなかった理由は何でしょうか。

○議長（三浦賢治君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 企画財政課からお答えします。

今回外国人と人口増に対する施策は反映しておりません。理由は特にございませんでした。

今回1番の理由は、計画期間が満了したということで、それを延長更新する策定でございます。

主な方針につきましては、現行の計画をそのまま引き継いでいる内容と基本的にはなっております。以上でございます。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 氷川町の人口をずっとこの間調べてきたんですが、町が作っている氷川町指定区域別人口を調査、調べ、これでいきますと、平成28年から令和8年度、期日は1月31日現在だったと思うんですが、これでいくとこの外国人の増加率というのは相当多くて、264パーセントになっています。施設でいくと、192パーセントと増えてきたわけですね。

特に、農家に来ておられる人たちが、多いのかなと思うんですが、一つの若洲地区に関して言えば、日本人世帯よりも外国人の世帯数が多くなっている、そういう現状があります。

ぜひ今後は、計画にはなっていませんが、何らかの形でこういったのを反映させていかれるんだろうなと思いますが、そこだけ聞かせてください。

○議長（三浦賢治君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 今後につきましては、令和9年度に予定しております第2期から第3期の改定を予定しております。

今年度、令和7年度に実施された国勢調査の結果に基づいて、最新のデータを反映したいと考えておりますので、その際に外国人の人口あたりも反映できればと思っております。以上でございます。

○議長（三浦賢治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案21号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間暫時休憩をしたいと思います。

-----○-----  
午前10時38分

午前10時45分  
-----○-----

○議長（三浦賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、町長から同意第1号、同意第2号及び議案第22号が提出され、また、西尾正剛君ほか9名から発議第1号が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、同意1号、同意2号、議案第22号及び発議第1号を日程に追加し、順次議題とすることに決定しました。

-----○-----  
追加日程第1 同意第1号 氷川町副町長の選任について

○議長（三浦賢治君） 追加日程第1、同意1号、氷川町副町長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

同意第1号についてご説明をいたします。

次の氷川町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県熊本市東区、石岡11-21-55⑦氏名、橋本誠也。

生年月日、昭和41年3月28日生まれでございます。

同氏は、熊本大学法学部を卒業後、熊本県庁に奉職され、37年間職務に精励をされてまいりました。

この間、県北広域本部総務部審議員、本庁総務部市町村税務局消防保安課長、総務部総務私学局私学振興課長、知事公室危機管理監、県央広域本部長など要職を歴任され、今月末日をもって退職の予定であります。

これまでの経験並びに高い見識、温厚で誠実な人柄により、副町長としての職務を遂行できるものと思っておりますので、選任をいたしたく同意をお願いするものでございます。

併せまして、同氏は本町出身でございます。宮原の下宮に実家がございまして、氷川町のことも十分理解をしている人物というふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三浦賢治君） これから、同意1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） これで、質疑を終わります。  
これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。  
これから、同意第1号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、同意1号は同意することに決定しました。

-----○-----

### 追加日程第2 同意第2号 氷川町監査委員の選任について

○議長（三浦賢治君） 追加日程第2、同意第2号、氷川町監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 同意第2号についてご説明をいたします。

次の者を氷川町監査委員に選任したいので、地方自治法196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町鹿島1161番地、氏名、前村裕見子。

生年月日、昭和34年11月9日生まれでございます。

同氏は、長年にわたり、竜北町商工会及び氷川町商工会の経営指導員として職務を遂行され、地元の商工業の発展に寄与してこられました。

また、令和2年から4年間は、宇城市商工会の事務局長を歴任、現在は、熊本県商工会連合会スーパーバイザーとして後進の指導にあたっておられます。

これまでの経験並びに高い見識、温厚で誠実な人柄は、監査委員として適任と考えますので、選任いたしたく同意をお願いするものであります。

○議長（三浦賢治君） これから、同意第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） これで、質疑を終わります。  
これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。  
これから、同意第2号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、同意2号は同意することに決定しました。

-----○-----

追加日程第3 議案第22号 令和8年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（三浦賢治君） 追加日程第3、議案第22号、令和8年度一般会計補正予算第1号についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 議案第22号、令和8年度氷川町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和8年度氷川町一般会計補正予算第1号を、別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,681万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億6,491万5,000円とするものです。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金の地域農業構造転換支援事業補助金2,681万9,000円につきましては、地域の中核として、農地を引き受ける担い手の経営改善に向け、必要な農業機械や施設の導入を支援するものです。

今回、7経営体につきまして、県からの事業内示があったことに伴い、計上するものでございます。

事業費の負担割合につきましては、県補助金が10分の3、事業者自己負担が10分の7となっております。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

70款、県支出金、10項、県補助金、20目、農林水産業費県補助金で計上しております2,681万9,000円は、先ほど歳出でご説明しました地域農業構造転換支援事業補助金の財源として充当するものでございます。以上で、議案第22号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） これから、第22号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案22号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成

の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

**追加日程第4 発議第1号 議員定数と報酬に関する調査特別委員会の設置に関する決議**

○議長（三浦賢治君） 追加日程第4、発議第1号、議員提出と報酬に関する調査特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 発議第1号についてご説明いたします。

発議第1号、議員定数と報酬に関する調査特別委員会の設置に関する決議について、私が提出者となり、飯田議員をはじめ、ほとんどの議員各位の賛成を得ましたので提出いたします。

議員定数と報酬に関する調査特別委員会の設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

次のページは、調査特別委員会の内容ですが、1、名称、議員定数と報酬に関する調査特別委員会、2、設置の根拠、地方自治法第110条及び氷川町議会委員会条例第6条3、目的、議会議員の定数及び報酬に関する調査、4、委員定数、議長を除く全議員、5、期間、設置の日から調査が終了するまでとし、閉会中も継続調査を行えるものとする。

この発議提出につきまして、会議規則第10条第2項に理由を付してとありますので、その提案理由をご説明いたします。

氷川町議会基本条例の第15条に議員定数、第16条に議員報酬が規定されています。

ここの規定で、議員提出、議員報酬の改正については、人口の推移、財政状況、他の市町村の動向を見て、総合的に考慮するとされ、また、議員報酬については、氷川町特別職報酬等審議会の意見を尊重するとされています。

議会は住民を代表しつつ、討論の経過を経て、少数の意見をも考慮しつつ、多言的な意思を統合し、町の意思を決定するにふさわしい規模であることはもとよりです。

ここ7年ほどの間、氷川町と同規模の自治体の議員定数及び報酬を調べましたところ、先月投開票で今回から定数を12名から10名とした南関町をはじめ、美里町、小国町、多良木町、苓北町などが10名に削減し、甲佐町では定数12名から11名としております。

いずれの自治体も人口減少や財政状況、連続する無投票選挙の対応を理由とし

た議員定数の改正のようです。

氷川町議会ではこれまで、町村議会議長会主催で、町村議会議員の成り手不足の対策のための取組や議員報酬の在り方についての研修会が行われてきましたが、このたび、議員定数と報酬に関する調査特別委員会を設置して議論を深めた後、現行の議員定数・報酬のままとするのか、将来の予測と展望を総合的に考慮して改正するのかの方向性を導かれればと考えます。以上が、提案理由でございます。

○議長（三浦賢治君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、発議第1号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第23 議員派遣の件

○議長（三浦賢治君） 日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

### 日程第24 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

### 日程第25 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

### 日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（三浦賢治君） 日程第24、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の申出についてから、日程第26、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてまで、一括議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元の配付のとおり、閉会中の継続審査の申出書が提出されています。

お諮りします。

各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査をすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

町長から閉会にあたっての挨拶の申出があります。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会にあたりまして一言御礼を申し上げたいというふうに思います。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重にご審議を賜り、全議案について、承認可決、同意を頂き、誠にありがとうございました。

先週7日に中学校の卒業式が挙行されました。私も氷川中学校の卒業式に参加をいたしました。生徒の皆さんの輝く瞳を見まして非常に元気を頂きましたし、坂本君の答辞には、非常に感銘を受けました。同僚、友達思う心、あるいは学校の先生方への感謝、あるいは地域への感謝をしっかりと述べてくれました。つつい私も涙ぐんだところであります。

我がふるさと氷川町を、町民の皆さん方が、これからも誇れる町にしていかねければならないと決意を新たにしたところであります。

令和7年度も残り2週間余りとなりましたが、24日には小学校3校の卒業式、28・29日には氷川まつりを挙行いたします。どうぞ議員の皆さん方も、それぞれにご臨席を賜りたいというふうに思っております。

先ほど、副町長と代表監査委員の後任の選任同意を頂きました。現職の平副町長におかれましては、3期12年、私の補佐役として、また職員の相談役として、町政の運営並びに氷川町の発展にご尽力を頂きました。本当にありがとうございました。

また、島田代表監査委員におかれましては、2期8年にわたりまして、氷川町の行財政運営のご意見番として、適時適切にご指導を賜り、おかげさまで氷川町の健全な行財政運営が図られたところでございます。本当にありがとうございました。

お2人はそれぞれの立場で大変お世話になりました。今後は、健康にご留意の上、ゆっくりとお過ごしを頂きたいというふうに思いますし、折に触れ、高所大所からのご指導をよろしく願いをいたします。

本当にありがとうございました。

また先ほど、議員定数並びに議員報酬についての特別委員会が設置をされました。いい時期に委員会を立ち上げられたなあというふうに思っております。大いに議会の中で、研究討議をしていただき、その方向性が見えてまいりましたら

ぜひ、お聞かせを頂きたいというふうに思っております。

時代の流れがございます。そういった中で、議会の果たす役割は、どこにあるのかというのは、それぞれ皆さん方、それをとり直すいい機会になるのかなというふうに思っておりますし、最初、この前、表彰を受けられました前議長の米村議長からも、車の両輪のごとくこの町を前に進めていきたいと思いますというお話がありました。

まさにそのとおりでありまして、それぞれの立場、議決権を持つてる議会、執行権を持っている行政、しっかりお互いに、手を組んで前に進めていかなければならないというふうに思っておりますし、この氷川町なくちゃなりません。

持続可能な基礎自治体としての、その役割をしっかりと果たせるような、そういった行政運営をこれからも目指してまいりたいというふうに思っております。

職員とともに一丸となりまして、緊張感を持って行政運営に当たってまいります。どうぞ議員の皆さん方にも、さらなるご理解とご支援を頂きますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

時節柄、気候不順の折からどうぞ健康管理には十分注意されまして、今後ともご活躍されますことをご祈念申し上げます。御礼の言葉といたします。ありがとうございました。

○議長（三浦賢治君） 会議を閉じます。令和8年第1回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 8年 5月22日 氷川町議会議長 三浦賢治

令和 8年 5月22日 氷川町議会議員 上田俊孝

令和 8年 5月22日 氷川町議会議員 吉川義雄